

くにたち 市議会

No.453

令和6年6月
令和6年7月
令和6年8月

国立市議会事務局

目 次

市議会日誌（6月・7月・8月）	2
議会の動き	5
会派代表者会議	5
議会運営委員会	5
令和6年国立市議会第2回定例会の付議事件と審議結果	7
広報委員会	9
広聴委員会	9
自由民主党会派視察報告	10
公明党会派視察報告	18
社民・ネット・風視察報告	23
議長会の動き	37
全国市議会議長会第237回理事会	37
東京都市議会議長会正副会長会議	37
関東市議会議長会第1回支部長会議	38
東京都市議会議長会理事会	39
東京都市議会議長会定例総会	40
協議会の動き	41
三多摩上下水及び道路建設促進協議会正副会長・委員長会議	41
第56回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会・第43回多摩地域都市 モノレール等建設促進協議会合同総会	41
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会	42
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会	42
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会	43
令和6年度多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会総会	43
東京都北多摩議長連絡協議会定例総会	44
資 料	45
令和6年5月分例月出納検査結果報告書	45
令和6年6月分例月出納検査結果報告書	49
令和6年7月分例月出納検査結果報告書	51
6月・7月・8月新着図書・資料の紹介	53

市 議 会 日 誌

6 月

3 日 (月)	午前	10:04	議会運営委員会
6 日 (木)	午前	10:00	令和 6 年国立市議会第 2 回定例会本会議 (初日)
	午後	3:45	広聴委員会
10 日 (月)	午前	10:00	令和 6 年国立市議会第 2 回定例会本会議 (2 日目)
11 日 (火)	午前	10:00	令和 6 年国立市議会第 2 回定例会本会議 (3 日目)
12 日 (水)	午前	10:00	令和 6 年国立市議会第 2 回定例会本会議 (4 日目)
13 日 (木)	午前	10:00	令和 6 年国立市議会第 2 回定例会本会議 (5 日目)
14 日 (金)	午前	10:00	議会運営委員会
17 日 (月)	午前	10:00	総務文教委員会
18 日 (火)	午前	10:00	建設環境委員会
19 日 (水)	午前	10:00	福祉保険委員会
24 日 (月)	午前	10:00	議会運営委員会
25 日 (火)	午後	2:00	北方領土の返還を求める都民会議第一回理事会及び通常総会 が新宿NSビルで開かれ、高柳議長が出席
26 日 (水)	午前	10:00	令和 6 年国立市議会第 2 回定例会最終本会議
	午後	2:18	議会運営委員会
27 日 (木)	午後	1:30	広報委員会

7 月

2 日 (火)	午後	1:00	全国市議会議長会第237回理事会が砂防会館で開かれ、高柳議長が出席
6 日 (土)	午前	10:30	東京都市町村総合スポーツ大会開会式が武蔵村山市民会館で開かれ、高柳議長が出席
8 日 (月)	午前	11:02	会派代表者会議
9 日 (火) ～		11日(木)	会派自民党が北海道富良野市、江別市及び当別町を会派視察
10 日 (水) ～		11日(木)	会派公明党が北海道深川市及び(株)アリガプランニング(北海道札幌市)を会派視察
12 日 (金)	午前	10:00	多摩川衛生組合が杉並清掃工場を視察、青木（健）議員、石井（伸）議員、藤田議員、山口議員が出席
16 日 (火)	午後	1:55	三多摩上下水及び道路建設促進協議会正副会長・委員長会議が国分寺市役所で開かれ、高柳議長が出席
	午前	10:00	広報委員会
17 日 (水)	午後	2:00	議会運営委員会委員及び正副議長が委員会のオンライン開催について、立川市役所を視察
19 日 (金)	午前	11:00	東京都市町村総合事務組合第1回臨時会が東京自治会館で開かれ、高柳議長が出席
	午後	1:30	東京都市議会議長会で可決した「学校施設の危険建築改築事業に関わる交付基準の緩和と交付金算定割合の引き上げを求める意見書」を東京都市議会議長会会長である高柳議長、並びに同副会長より文部科学省に提出
22 日 (月)	午後	2:00	議会運営委員会
23 日 (火)	午前	9:00	北海道江別市議会議員が行政視察に来庁
	午後	1:30	第56回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会・第43回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会合同総会がホテルエミシアで開かれ、高柳議長、大谷建設環境委員長が出席
25 日 (木)	午後	1:30	広聴委員会主催のこどもの意見をきく会が矢川プラスで開かれ、全議員が参加
26 日 (金)	午前	10:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会が東京自治会館で開かれ、山口議員が出席
	午後	2:00	東京都市議会議長会正副会長会議が東京自治会館で開かれ、高柳議長が出席
28 日 (日)	午前	11:00	令和6年度国立市子ども長崎派遣平和事業派遣生出発式が国立市役所で開かれ、高柳議長が出席
29 日 (月)	午後	4:00	関東市議会議長会第1回支部長会議がホテル日航立川で開かれ、高柳議長が出席
31 日 (水)	午前	10:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会が東京自治会館で開かれ、青木健議員が出席

8 月

1 日 (木)	午前	10:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 1 委員会が東京自治会館で開かれ、稗田議員が出席
	午後	2:00	多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会総会が新宿 N S ビルで開かれ、高柳議長が出席
	午後	3:00	多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会が東京都へ要請行動、高柳議長が出席
2 日 (金)	午前	11:00	多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会が国に要請行動、高柳議長が出席
	午後	1:30	東京都豊島区議会議員及び東京都北区議会議員が行政視察に来庁
7 日 (水)	午後	2:15	東京都市議会議長会理事会及び定例総会が東京自治会館で開かれ、高柳議長が出席
9 日 (金)	午後	1:58	東京都北多摩議長連絡協議会定例総会・研修会が東京自治会館で開かれ、高柳議長が出席
12 日 (月)	午前	9:30	昭島市市制施 70 周年記念式典が昭島市民会館で開かれ、高柳議長が出席
15 日 (木)	午前	11:45	東京都戦没者追悼式が文京シビックホールで開かれ、高柳議長が出席
16 日 (金)	午前	10:00	議会運営委員会
19 日 (月)	午後	1:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会が国に対し陳情活動、同協議会副会長である高柳議長が出席
22 日 (木)	午後	1:10	三多摩上下水及び道路建設促進協議会が東京都並びに東京都議会に対し陳情活動、同協議会副会長である高柳議長が出席
26 日 (月)	午前	10:00	議会運営委員会
29 日 (木)	午前	10:00	令和 6 年国立市議会第 3 回定例会本会議(初日)

議 会 の 動 き

会 派 代 表 者 会 議

1. 日 時 7月8日（月） 午前11時02分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 決算特別委員会について
 ※こどもの意見をきく会(矢川プラス)について
 ※議員宛に配付した市民からの文書の取扱いについて
 ※厚生年金への地方議会議員の加入に関する関係資料の送付について

議 会 運 営 委 員 会

1. 日 時 6月3日（月） 午前10時04分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 第2回定例会の議事運営について
 (2) 議長の諮問事項について
 (3) 懸案事項について

-
1. 日 時 6月14日（月） 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 陳情第4号 見える・動く・創り出す国立市議会を創る観点から、国立市議会における議会運営委員会のインターネット中継を求める事に関する陳情

-
1. 日 時 6月24日（月） 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 最終本会議の議事運営について
 (2) 議長の諮問事項について
 (3) 懸案事項について

-
1. 日 時 6月26日（水） 午後2時18分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 陳情第3号の不採択に伴う議員提出第2号議案の取扱いについて

1. 日 時 7月22日（月） 午後2時00分

2. 場 所 委員会室

3. 議 題 （1）議長の諮問事項について
 （2）懸案事項について

1. 日 時 8月16日（金） 午前10時00分

2. 場 所 委員会室

3. 議 題 （1）議長の諮問事項について
 （2）懸案事項について

1. 日 時 8月26日（月） 午前10時00分

2. 場 所 委員会室

3. 議 題 （1）第3回定例会の議事運営について
 （2）議長の諮問事項について
 （3）懸案事項について

令和 6 年第 2 回定例会の付議事件と審議結果

令和 6 年第 2 回定例会は、6 月 6 日（木）から 6 月 26 日（水）までの会期 21 日間で開かれ、その審議結果は次のとおりです。

議案 番号	件 名	委 員 会			本会議	
		審査月日		審査結果	議決月日	議決結果
3 3	専決処分事項の報告及び承認について	—	—	—	6 月 6 日	承 認
3 4	専決処分事項の報告及び承認について	—	—	—	〃	〃
3 5	国立第五小学校校舎非構造部材耐震化 対策等工事(建築工事)請負契約の締結 について	—	—	—	〃	原案可決
3 6	国立第二小学校改築に伴う備品(什器 等)の買入契約の締結について	総文	6 月 17 日	原案可決	6 月 26 日	〃
3 7	国立市公共下水道事業(事業の一部)に 関する業務委託契約(その 2)の締結に ついて	—	—	—	6 月 6 日	〃
3 8	国立市権利擁護支援審議会条例案	福保	6 月 19 日	原案可決	6 月 26 日	〃
3 9	国立市子育て・子育て応援テラス条例 案	〃	〃	〃	〃	〃
4 0	国立市市税賦課徴収条例の一部を改正 する条例案	総文	6 月 17 日	〃	〃	〃
4 1	国立市家庭的保育事業等の設備及び運 営の基準に関する条例の一部を改正す る条例案	福保	6 月 19 日	〃	〃	〃
4 2	国立市国民健康保険条例の一部を改正 する条例案	〃	〃	〃	〃	〃
4 3	令和 6 年度国立市一般会計補正予 算(第 1 号)案	総文	6 月 17 日	〃	〃	〃
		福保	6 月 19 日	〃		
4 4	令和 6 年度国立市国民健康保険特 別会計補正予算(第 1 号)案	福保	6 月 19 日	〃	〃	〃
4 5	令和 6 年度国立市一般会計補正予 算(第 2 号)案	—	—	—	6 月 26 日	〃
議 2	国民皆保険の下、誰もが必要な時に、 必要な医療が受けられる体制を堅持す るため、現行の健康保険証とマイナ保 険証の両立を求める意見書案	—	—	—	〃	議決不要
陳 3	国民皆保険の下、誰もが必要な時に、 必要な医療が受けられる体制を堅持す るため、現行の健康保険証とマイナ保 険証の両立を求める事に関する意見書 の提出を国に求める事に関する陳情	福保	6 月 19 日	採 択	〃	不採択

議案 番号	件 名	委 員 会			本会議	
		審査月日		審査結果	議決月日	議決結果
陳 4	見える・動く・創り出す国立市議会を創る観点から、国立市議会における議会運営委員会のインターネット中継を求める事に関する陳情	議運	6 月 14 日	不採択	6 月 26 日	不採択
陳 5	自民党派閥の政治資金パーティ裏金事件の実態解明を求める事に関する意見書の提出を国に求める事に関する陳情	総文	6 月 17 日	〃	〃	〃
陳 6	国立市の景観と市民の生活環境を守るために、都市計画とまちづくり条例の問題を解決することを求める陳情	建環	6 月 18 日	〃	〃	〃
陳 7	(仮)クレイシア国立新築工事について国立市行政が進めてきた手続きに関する陳情	〃	〃	〃	〃	〃
陳 8	ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情	総文	6 月 17 日	〃	〃	〃
陳 9	地方自治法改正案の見直しを求める陳情	〃	〃	〃	〃	〃
陳 10	国立市からの小池都知事の都知事選出馬要請の取消を求める陳情	〃	〃	〃	〃	〃

○各常任委員会での報告事項

(1) 総務文教委員会

- ・行財政改革の検討状況について

(2) 建設環境委員会

- ・国立市南部地域整備基本計画改定版(案)について

(3) 福祉保険委員会

- ・国立市子ども基本条例(素案)について
- ・指定管理者の指定に係る検討状況について

広 報 委 員 会

1. 日 時 6月27日（木） 午後1時30分
 2. 場 所 委員会室
 3. 議 題 （1）議会だよりNo271号の編集内容確認について
-

1. 日 時 7月16日（火） 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 （1）議会だよりNo271号の初校の確認について

広 聴 委 員 会

1. 日 時 6月6日（木） 午後3時45分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 （1）令和6年7月（仮）子どもの意見をきく会（矢川プラス）の運営方法について

自由民主党 会派視察報告書

＜令和6年7月9日(火)～7月11日(木)＞

視察者：自民党所属議員

石井伸之 青木建 高柳貴美代、遠藤直弘、大谷俊樹

1. 日 時

令和6年7月9日(火)

2. 視察先

富良野市役所議会事務局4階会議室

3. 司会進行

富良野市議会事務局 庶務課長 大塚 諭(さとし)氏

4. 当日の流れ

今利一副議長よりご挨拶をいただき、石井伸之より挨拶をさせていただきました。

5. 視察事項

説明者及び質疑応答

富良野市保健福祉部保健医療課長 佐藤 清理 氏

【健康ポイントについて】

① 実施に向けた経緯

富良野市では人口減少が進み2万人を切る状況となっている。人口減少が進んでも住民がそこに暮らすことで健康と生きがいを感じ安心安全で豊かな生活を送ることが出来るまち「健幸都市(スマートウェルネスシティ)」の実現を目指している。そこでふらの健幸ポイント事業はその取り組みの一つとして実施している。

② 利用者数や加盟店の推移

令和3年度に実施した「おまかせeマネーを活用したデジタル健幸ポイント実証実験」

参加者：388名

本登録：217名

目標達成：１４４名

協力店舗：３２

決済金額：１２９,４４３円

ふらの健幸ポイント事業

利用者 令和４年度

募集５００名 参加者２９２名 千ポイント獲得者１８９名

利用者 令和５年度

募集５００名 参加者４５３名（継続２８４名、新規加入１６９名）

千ポイント獲得者３０９名

利用者 令和６年度

募集６００名 参加者６００名（６月末現在継続４００名、新規参加者２００名）

③ 医療や福祉関係との連携

特になし

④ 支出予算や補助金の状況と地域活性化状況

実証実験

令和３年度にＮＴＴ東日本の実証実験として実施したので支出等はなし。

ふらの健幸ポイント事業

事業導入時

デジタル田園都市国家構想交付金採択

事業費総額１４,０８９,５６４円

ポイントが千ポイント当たり千円で使用可能な商品券と交換可能となっている。概ねスーパーでの生活費の一部となっている模様。

⑤ 実施後、市民や加盟店からの反応

運動習慣を身に付け、スマホで運動記録をつけることに興味を持つといった、事業を通じて運動習慣への関心が高まった。

令和４年度より決済ポイント始業のデジタル化を実施、業者選定には公募型プロポーザル方式により㈱タニタヘルスリンクの協力を得て活動量計の購入や健康づくりサイクルを定めた。

ふらの健幸ポイント事業への参加方法は活動量計を千円でレンタルする方法とスマートフォンでの参加があり。

活動量計はローソンのロッピーなどの機械で定期的に情報を転送する必要がある。スマートフォンはボタン一つで情報転送可能。

参加者を増やす為に当初は苦勞したが、実際に商品券を受け取った方が口コミで広げると共にお友達紹介50ポイント5名までの制度も功を奏した。

しかし、地元経済団体とデジタル地域通貨の導入に向けて協議を重ねたが不調に終わり実装には至らなかった。

その理由としては紙の商品券に対する高い信頼感があるとのこと。





1. 日 時

令和6年7月10日(水)

2. 視察先

江別市

- ・市政施行 昭和29年7月1日
- ・人口 118,136人(令和6年4月)
- ・面積 187.38km²

3. 説明者

子ども家庭部 子ども育成課 子育て支援センター事業推進担当 参事 吉岡 ひとみ氏
子ども家庭部 子ども育成課 子育て支援センター事業推進担当 主幹 伊藤 ひとみ氏

4. 視察内容

子育てひろば 「ぽこ あ ぽこ」

(1) 視察の流れ

子育て支援センター事業推進担当の吉岡参事と伊藤主幹から座学で説明を受けたのち、子育てひろばを見学した。

(2) 施設について

- ・開設 平成25年12月21日
- ・場所 江別市野幌町10-1 イオンタウン江別2階
- ・面積 約620m²
- ・運営 江別市
- ・会館時間
月曜～日曜 9:30～17:30 遊具の保守点検は月1回、1月1日と2日は休館
- ・対 象
0歳から小学6年生まで(大型遊具は小学3年生まで)の子供と保護者。
※子供だけの利用は不可
名前の由来は音楽の表現用語。「ゆっくり、ゆったり」という意味。焦らず、ゆっくり、その子らしく子供を育てる場所でありたいという意味が込められている。市民公募で決定した。
- ・特色

市内で初めて商業施設内に開設する子育て支援センター
商業施設内に開設することから、ほぼ年中無休で会館
併設している専用ルームで、リフレッシュに特化した一時預かりを実施
街中にある立地場所や商業施設内にあることなどの利点を活かし子育て
世代に多様な支援を行う

・運営体制

非常勤職員(保育士等)を平日は3名、土日祝日は4名配置
子育てコーディネーターが1名常駐
受付と清掃業務は委託
併設している託児ルームは、市内の子育て支援団体が運営(補助事業)

・利用状況

会員数 19,000人(市内5,000名 市外14,000名)

※市外は札幌市が多い

令和5年 87,652名 令和4年 67,541名 令和3年 37,515名 令和2年
33,751名 令和1年 73,931名 平成30年 83,481名 平成29年 85,306名
平成28年 92,247名 平成27年 84,676名 平成26年 92,820名
安全安心の為に会員制にした。

市内の利用者は無料で遊べる場所として認識している。

冬は雪深いため遊べる所が少ないので人気となる。利用者が多くなると利用
制限を設けている。

・主な事業内容

●基本事業(子育て支援センター事業)

- ① 遊びと交流の場の提供
- ② 子育てに関する相談
- ③ 子育てに関する講習会等の開催
- ④ 子育て情報の提供

●有料託児サービス(託児ルームきらきら)

保護者の子育て負担軽減(リフレッシュ)を目的とし、ひろばに隣接した有
料託児サービスを実施

利用料は300円、最大利用時間は3時間

市内企業(映画館や美容院、飲食店)と連携し、託児利用者が割引サービス

を受けられる『リフレッシュパートナー制度』を行っている。

●企業との連携

- ① 市内企業の PR パネルにて掲示（掲載料は 1 ヶ月 3,000 円 8 社が契約
掲載料は玩具や備品購入に充てている）
- ② 企業講習会の開催（企業が PR やモニターを行う場として開催している）

●就労支援

求人情報の提供を隣接する『まちなか仕事プラザ』と連携している

●その他

- ・整備にあたり平成 25 年度子育て支援対策事業補助金 5,591,000 円の交付を受けた
- ・令和 5 年 1 2 月のリニューアルには寄付金 31,000,000 円を活用した

（3）質問事項

Q 1. 開設に向けた経緯は？

A 1. 市民アンケート調査で天候に左右されず、子供が遊べる場所が欲しいとの市民からの要望による。

Q 2. 他の子育て支援センターや発達支援センター等の連携は？

A 2. 子育て祭りをを行う、担当者会議、情報共有。

Q 3. 子育て支援コーディネーターへの市民相談内容の詳細を知りたい

A 3. 育児についてや学校についてなど。深刻な相談はほぼ無く電話が多い。

Q 4. 子育てリフレッシュパートナー事業について

A 4. 市内企業と一体となって育児をしていく。



（4）感想

テナントが入らない商業施設を上手く活用して子育て支援施設が運営されており、マイナスをプラスに変えた施設だと思いました。

市民(利用者)からの評判はよく、施設にある遊具は他の基礎自治体が運営するものには見られないほど充実していた。このような施設を作るのであれば、施設のサイズや遊具など中途半端にしない方がいいと思いました。

1. 日 時

令和6年7月11日（木）

2. 視察先

北海道当別町役場及び当別町立とうべつ学園

3. 視察事項

小中一貫校「当別町立とうべつ学園について」

4. 視察進行及び視察内容について

当別町議会 高谷茂議長より歓迎の挨拶を頂いた後、石井伸之幹事長より御礼と視察目的について挨拶をしました。

当別町教育委員会下村社会教育課教育係長及び川村指導主事から小中一貫校とうべつ学園について約1時間、設置に向けた計画策定から開校の経緯、保護者への説明と反応、移行時期の問題点や課題及び小中一貫教育のメリット・デメリットについて丁寧な説明を受けた後、各議員より様々な質疑をし、小中9年間の4・3・2年に区切りそれぞれ小学4年時及び中学1年時に下級生をまとめる役割学年とし、最後の中学3年時は全学年のリーダーとするという心と体に合った学校運営とリーダーシップ養成に感心しました。

また、小学生にとってはいち早く中学の学習スタイルを体験できることによりスムーズな移行が出来ることと学習進度が無理なく引き継がれて行くという利点があるとのことでありました。

今後の課題としては他校の様な6年生におけるリーダーシップをいかに養成するか、小中学校間での指導について考え方の違いがあることからクラブ活動を含む組織の一体化に時間を要するという事でありました。

その後、現地であるとうべつ学園に移動し広い廊下と3階まで吹き抜けの開放的な校舎を見学し、放課後の児童生徒とも話をさせていただき、校訓である「優しく強く」のもと、夢と志を持ち希望に満ちた未来を拓こうとする学校生活に生き生きとした生活を送れる喜びに満ちた声を多数聞くことができました。

会派 公明党視察報告書

1. 視察期間 令和6年7月10日（水）～令和6年7月11日（木）

2. 視察先及び目的

7月10日（水）北海道深川市：市庁舎ZEB化の取り組みについて

7月11日（木）北海道札幌市：株式会社アリガプランニング

蓄電池を備えたZEBの災害時における有効性について

3. 視察者

青木淳子 香西貴弘 山口智之

※先方接遇者

・7月10日（水）

・深川市議会事務局長	：本多孝二氏
・深川市建設水道部 複合施設整備推進室長	：黄倉利昌氏
・深川市企画総務部 総務課総務係主査	：小松純氏
・深川市企画総務部 総務課総務係主任	：大槻太郎氏

・7月11日（木）

・（株）アリガプランニング 常務執行役員 伊藤治彦氏

○ 北海道深川市：市庁舎ZEB化の取り組みについて

（1）視察の目的

「2050年ゼロカーボンシティ」を表明している国立市では、令和3年策定の公共施設再編計画において、2037年の建替えが予定されており、先行して、ZEB庁舎に建て替えられた深川市の取組みから多くの事を学ぶことを目的とした。

（2）視察の概要

① 視察施設の概略

深川市は、北海道のほぼ中央に位置し、面積は529.4km²、人口は18,445人の道内2位の収穫量を誇る水稻と全国2位の収穫量のそばを中心とした農業を基幹産業としている。

・深川市役所の建物概要

敷地面積 23,922m²、建築面積 1,879m²、延床面積 6,515m²、
地上4階、高さ 20.9m

外断熱等による建物の高断熱化をはじめ、効率の良い照明機器や空調設備の採用、地中熱の活用などにより、従来の建物に比べ年間の一次エネルギー消費量を50%以上削減する「ZEB Ready」を達成。空知管内では初めてZEBを達成する庁舎となり、環境負荷と維持管理コストを抑えた建物となっている。

② 視察の流れ

午後１時より、庁舎内で 新庁舎建設に携わった黄倉室長他２名から１時間半程度のレクチャーを受けた後に、庁舎内を隈なくご案内いただき、全体として約２時間の視察となった。

（３）調査事項

①ＺＥＢ庁舎に至るまでの背景や経緯は。

旧市庁舎は昭和４１年に建設されて以来５２年が経過している。平成２６年の耐震診断の結果、耐震安全性が判定基準を大きく下回ることが判明し、多額の建て替え費用を捻出するため、公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）の活用を決めた。

公適債による充当率９０％を活用するためには、令和２年度中に実施計画の着手が条件となるため、マスタースケジュールを作成し、平成２９年の事業着手から新庁舎建設実施設計の策定まで比較的に短期間で進められた。

②実際の省エネ効果は。

- ・エネルギー消費性能計算プログラムの算定結果によると、基準値 7,626GJ/年に対して、設計値 3,997GJ/年で一次エネルギー削減率 52％を達成している。

二酸化炭素排出量に換算すると年間 232 t の削減効果を見込んでいる。

- ・光熱水費については、運用開始から１年が経過しておらず、正確な比較は、出来ないが、支払いベースで 100 万円程度の減少となっている。

③多額な費用をいかに捻出したか。

建設費 37 億 6,200 万円のうち、上記にもあるように公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）の公適債で 25 億円。ZEB 実証事業の環境省からの補助金として、4 億 9,100 万円と過疎債の 4 億 9,100 万円を充てて、残りは一般財源から 2 億 7,700 万円を支出した。

④他のＺＥＢ庁舎に比べての特徴は。

- ・再生可能エネルギーである地中熱を活用した高効率の熱源機器を採用したほか、床輻射冷暖房を使用することで、空気搬送に必要な消費エネルギーを削減した。

床輻射冷暖房と相性の良い、床吹出空調を採用することで、空調用のダクトが不要となり、コスト削減や階高を抑えることが出来た。

- ・昼光センサーにより、照明器具の明るさを抑えて照明エネルギーを削減している。

（４）所感（まとめ）

庁舎の建て替えの必然性と公適債や過疎債との補助金のタイミングが合い、また、ＺＥＢ化の流れにもマッチした庁舎を見学できた。公適債の締め切りが迫る時間的制約がある中で、市民参加の検討会議の設置や市民アンケート、パブリックコメント・市民説明会等の市民の意見を取り入れていることに事務局の努力が見られた。

効率性を重視しているため、決して今時なデザインの建物ではないが、過疎化が問題となっている中、必要最低限な費用で抑えようとの努力が感じられた。

当市においては、市庁舎のみならず体育館や芸小ホール、更には、第五小学校をも範囲にしながら、建物の更新を考えていかなければならない。ターゲットとして考えられている2037年までに市民の皆様の声を伺い、最先端の技術を導入し、国立市ならではの庁舎を考えていきたい。



新庁舎の外観



ZEB化の新庁舎建設についてのレクチャー



地中熱を利用するためのシステム



新庁舎ロビーの特産品展示コーナー前

○北海道札幌市：株式会社 アリガプランニング

蓄電池を備えたZEBの災害時における有効性について

(1) 視察の目的

平成30年9月に発生した、北海道胆振東部地震における大規模停電（ブラックアウト）の際、電源喪失を回避できたZEBの太陽光と蓄電設備は、災害防災拠点にもなる市庁舎においても大変に参考となると考えた。

また、地中熱を活用したZEB化の事業者としての様々な知見から学び、知識の向上・習得を目的とした。

(2) 視察の概要

①視察施設の概略

昭和35年に建設業として創業した(株)有我工業所が、平成15年に建設需要低迷から地中熱に関する研究に着手し、地中熱利用システムを手掛ける(株)アリガプランニングを設立。

平成30年にZEB社屋を建設し、同年に発生した北海道胆振東部地震の際にも、周囲の建物が停電で電力喪失しているにもかかわらず、通常業務が行えた。

この社屋は、年間の一次エネルギー消費量を省エネ+創エネで100%賄えているZEB達成100%となっている。また、国土交通省の省エネ性能表示制度「BELS」の評価において、最高ランクの星5つに認定されている。

②当日の視察の流れ

午後1時より、同社札幌本店内で、伊藤常務より1時間半程度のレクチャーを受けた後に、地中熱利用システムの機械室を見学しながら更に説明していただき、全体として約2時間超の視察となった。

(3) 調査事項

①地中熱利用システムとは。

マグマの熱の影響を受けている地熱とは違い、地下200mまでの地中は、太陽熱の蓄積により、一年中安定している。地下75～100mの地中温度は、夏の30℃を超える外気温でも、冬のマイナス10℃の厳寒時でも10℃前後と一定の温度となっている。

地中に熱交換器(Uチューブ)を埋設し、ヒートポンプで熱交換する、暖房時は地中から採熱、冷房時は地中に放熱をする。最小限の電力で地中のエネルギーを活用する省エネシステムである。

②国内での利用状況は。

令和3年末で3,218件の実績がある。東京オリンピック時に新たに建設された有明アリーナ、東京アクアティクスセンター、武蔵野の森総合スポーツプラザの3施設にも導入された。

国としても地球温暖化対策に地中熱の利用による省エネ基準を設けている。地中熱利用促進協会による、展示会・シンポジウム等を通じて、啓蒙活動を行っている。

③ZEB達成に向けた取組み。

以下のように省エネ技術と太陽光による創エネ、意識向上と管理を徹底した。

・断熱材、高断熱ガラス、真空トリプルガラス、グラデーショングラインド

- ・地中熱利用システム
- ・床吹き出し空調、熱交換換気
- ・LED照明+センサー
- ・太陽光+蓄電システム
- ・見える化システム、社員全員の意識向上
- ・BEMS 中央監視盤により、設備ごとの運転管理とエネルギー管理

④太陽光に創エネと蓄電池について。

太陽光パネルは、屋上、ガラス面、壁面に176枚を設置し、合計出力50kwとなっている。

蓄電池は、動力系統20kw、電灯系統11kwを備えている。

建物内で使用する電力は、全て賄えており、発電量の少ない時間帯や電力負荷の多い時間帯には、蓄電した電力を使用している。

(4) 所感 (まとめ)

前日に視察した深川市役所の庁舎建て替えの地中熱活用工事にも参加しているパイオニア企業。地中熱は、地球上の何処にも存在している環境にやさしいクリーンエネルギーとして、既に中国やアメリカを筆頭に世界各国で導入されている。

国も温暖化ガス削減の重要なアイテムとして期待をかけているが、現状は、国土交通省・環境庁・経済産業省の縦割り行政からか、一般認知度も低く、補助金の建付けも悪いとの事である。



ZEBについてのレクチャー



地中熱を利用するためのシステム



最後に、この度の視察をお受けいただいた関係先の皆様に対し、深く感謝・御礼を表すとともに、今後の更なる事業の発展と各位のご健勝を祈念申し上げたい。

社民・ネット・風 視察報告書

日 時 2024 年 8 月 18 日(日)～19 日(月)

場 所 仙台市

参加者 藤田貴裕

1 地方自治法改正 国の自治体に対する指示権

講師 日弁連憲法問題対策本部委員

弁護士 永井幸寿氏

研修の目的

- 1 地方自治法改正による、国の自治体に対する指揮権の問題点はなにか。
- 2 その他の改正点は何か。

内 容

1 について

改正の目的は、大規模災害、感染症の蔓延その他、その及ぼす被害の程度において、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に指示権が創設された。

その内容は、国から自治体へ資料または意見の提出を求める、都道府県と市町村の事務処理の調整指示権、被災自治体へ対する、他の自治体の応援指示権である。

以下、講師からの問題点を指摘する。

災害の場合、原則として第一次的な責任は市町村にある。これは、災害現場に最も近く、正確な情報が入り、地域や住民に精通しているので迅速で柔軟な対応が可能だからである。そのため、市町村が機能しないときは第二次的責任として都道府県が対応し、都道府県も機能しないときは内閣総理大臣が事務を実施する。災害対策法はこのような取扱いになっている。

国が口を出したのは熊本地震の時である。益城総合体育館の周辺に避難者が多数押し寄せ車中避難をしていた。それをテレビで見た安倍総理（当時）が、総合体育館に収容するよう要請した。その後、河野防災担当大臣（当時）が蒲島熊本県知事（当時）に収容を要請したが、知事は拒否した。これは、益城町長が、総合体育館の内部を見て、天井や照明の落下の危険性があるので被災者を入場させないとしていたためである。その後の本震で天井板、照明器具が落下した。

国に指示権があり、自治体が従わないといけなくて多くの被害者が出ただろう。現場の情報を知らない国に指示権を認めたら危険な例である。

感染症は、新型インフルエンザ対策特別措置法で都道府県が中心的な役割を持つとした。

これは、地域の感染者、致死率などを医療機関や保健所から状況を聞き取れるからである。

また、災害救助法では、災害時のリーダーは知事として、国の緊急事態宣言が無くても、医療に対する従事命令や物資の強制取得を認めている。

なお、新型コロナ蔓延時、神奈川県では、毎日コロナ患者の入退院と収容可能な空きベッドの入力を行って県の調整本部と医療機関が情報を共有できるシステムを作った。調整本部の医師が自宅療養か入院か判断し、医療機関を決定した。

災害対応の柔軟な対応に国の指示権はいらないことが明らかである。

さて、今回の地方自治法改正では、指示権導入の立法事実が無いことが国会審議の中で明らかになっている。また、自治事務、法定受託事務を問わず国の指示権を認めると、地方分権一括法による国と地方の対等・協力関係を変えるものであるし、憲法が保障する地方自治の本旨に反する。さらに、憲法改正をすることなく緊急事態条項を導入することになり、民主主義や立憲主義に反するものであると指摘があった。

2 その他の改正

DX 推進のため、情報システムの適正な利用、公金の収納事務のデジタル化。
地域の多様な主体の連携及び共同の推進である。

2 だれ一人取り残されないためのインクルーシブ防災とは

講師 東北大学 災害科学国際研究所
所長 栗山進一氏

内 容

講義の形式上、箇条書きで報告する。

- ・インクルーシブ防災は、当事者だけでなく、全ての人を対象にした計画にしないと作れない。
- ・計画策定に、医師が入らないといけない。
- ・建物が地震で倒れないようにすること（耐震化）と、インフラの強靱化が必要。なぜなら、福祉避難所は収容人数に限りがあるし、普段と違う環境だと適応できない人がいるからである。
- ・被災者の元へ訪問しケース会議を開き、多様な主体が支援策を組み合わせる必要がある。
- ・市がすべてできないので、民間の団体や機関と連携する。
- ・しょうがいしゃ、医療的ケア児・者、高齢者、女性、妊婦、子ども、外国人などを含めた災害時の対応を考えるべきである。

所 感

地方自治法改正による指示権創設は、住民自治や団体自治をおびやかすもので認められない。新型感染症のワクチン接種などで、各市の独自の取り組みができなくなる可能性がある。また、緊急事態条項を憲法改正せずに導入したようなもので、今は市民生活に問題はないが、この後はどうなるか分からない。地方自治を守る地方議会の重要性が増している。

インクルーシブ防災は早急に進めなくてはならない。東日本大震災の災害関連死では、しょうがいしゃの割合が 24.6%（共同通信）だったという。命をまもる取り組みが必要だ。

なお、18 日は講義、19 日は震災遺構である仙台市立荒浜小学校を見学し、児童、教職員、避難できた住民の 27 時間に及ぶ全避難者の救助を勉強した。

社民・ネット・風 視察報告書

日 時 2024 年 8 月 23 日(金)～24 日(土)

場 所 大分市

参加者 藤田貴裕

講 師 西日本新聞 論説委員 前田隆夫氏

(人口減少が及ぼす影響と自治体議員の役割)

弁護士 徳田靖之氏 (誰もが安心して暮らしていける地域社会とは)

大学生(ユース・セッション)

視察の目的

- ・人口減少社会をむかえ、今後の自治体運営は何を根幹にすべきなのか
- ・国は孤独・孤立対策推進法を制定した。自治体に与えられた役割はなにか
- ・大学生が政治にもとめる要望は何か

以上を考察するため、研修に参加した。

研修の内容

1. 人口減少が及ぼす影響と自治体議員の役割

講師からは、変質する地方と国の関係の指摘があった。

岸田首相は、2023 年 6 月に記者会見で、「国を頂点とする上意下達 of 仕組みを、国がデジタルによって地方を支える仕組みに転換する」と発言した。2000 年以降、国と地方は対等・協力関係にあるがそれをやめるかのような発言である。

地方分権はなぜ停滞したのか。講師の見解では、三位一体改革後の地財ショック、平成の大合併で職員が減り、業務が増えたことで分権の成果を活かせなかった自治体が多かったことをあげた。自治体の判断で実行できる政策は増え、議会も政策提案をしやすくなったにもかかわらずである。

そこで、人口減少社会では、メディアなどに振り回されず、課題を的確にとらえ施策を行うこと、住民との対話が必要と指摘があった。

まず、人口減少は課題かとの問いに、人口減少がもたらす困りごとに対するものが課題であり、人口維持のために、お金をばらまいたり、移住を呼び掛けたり、観光政策をするのは本当の姿ではないとのことであった。つまり、人口が減っても豊かに暮らせるように発想を転換すべきであり、お金をばらまいて人口を維持するよりか、人口が減ったあとの一人ひとりの生活を豊かにすることに税金を使うことが大事との指摘であった。そのためには、住民と身近な議会が潜在的

なニーズをキャッチし、政策提言することが今後求められる議員の役割と説いた。

現在、議会改革の取り組みは双方向型に進化している。モニター・サポーター制度や、陳情・請願の尊重、フリースピーチ、意見交換会、中高生・大学生の参画、議員の一般質問の内容に感想を言えるなどである。従前型の、議会報告会や模擬議会(子ども議会など)からの変革を行い、住民とともに困りごとの発見、政策提案する役割が求められるとした。

2. 誰もが安心して暮らしていける地域社会とは

講師から、人口減少社会は、今まで以上に一人ひとりの存在を重視し、施策を展開すべきとの指摘があった。

そのうえで、大分県の「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」や、別府市の「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」について説明があった。

この条例の特徴は、親なき後の問題、インクルーシブ防災、障がいのある人の性、恋愛、結婚、子育て、学校訪問授業などがあり、条例制定後は、防災の別府モデル、親なき後問題検討委員会の設置などの成果があった。

ちなみに、親なき後の問題として、グループホームを多く作ろうということになり、県で進行中である。

当事者参加の結果、一人ひとりの命に向き合う施策が展開されることになった。

3. ユース・セッション

大学生から、政治への要望が出されたので、箇条書きで報告する。

- ・子育ての不安の解消
- ・正規・非正規雇用の格差をなくす
- ・公立国立大学の授業料無償化
- ・父親の育児休業の義務化
- ・市民のためになる施策を多くの人に公表し、全国に普及させる
- ・同性婚・選択的夫婦別姓制度の確立
- ・被選挙権年齢を18歳へ引き下げる
- ・クォーター制度の導入
- ・行政と市民のパートナー制度をつくる
- ・若者が政策提言、行政の監視をできるような制度をつくる

所 感

人口減少社会では、議会と議員の役割が増える。住民の悩みや困難を聞き取り、行政に伝える必要があるからだ。また、その時代、その地域にあった政策を提言する必要がある。そのためには双方向の議会に転換する必要があるので、国立市議会も新しい議会改革が必要だと感じた。

人口減少社会では、移住政策にお金をかけるより、すでに住んでいる住民のために、何ができるか、豊かな生活をするには何が必要かを考える必要がある。

財政の観点では歳入減となるが、インクルーシブ社会のためにお金を使っても、自治体の財政は破綻しないこと、その一方で、今まで通りの公共施設の維持や新設はできないこと、インフラを縮めながらも、昔から住んでいる場所に安心して住めるようなアイデアが必要であることを教わった。

また、大学生からの要望を真摯に受け止めて、多くの方に政治に参加してもらう不断の努力が必要だと強く感じた。

当事者の方の意見や、専門家の提言を聴けて、実に有意な研修であった。

社民・ネット・風 視察報告書

日 時 2024 年 7 月 12 日(金)

社民・ネット・風 古濱 薫

【視察先 山梨県昭和町 押原中学校、西条小学校】

【視察内容】

- ・ 昭和町のフルインクルーシブ教育の取り組みについて

【報告者】

- ・ 昭和町教育長、押原中学校長、西条小学校長

【特 徴】

- ・ 昭和町は面積 9.08 km²（国立市は 8.15 km²）、人口 21216 人（国立市は 73655 人）と小さな自治体である。1 町 1 中学校の良さを活かして町ぐるみで子どもを育む風土がある。
- ・ 特色ある教育を行うのに、特別支援教育は一丁目一番地であり、フルインクルーシブ教育を行うのは当然のことであるとの教育長の理念がある。
- ・ 特別支援学校が遠方のため、子どもの通学に負担がある。それならば地域の学校で受け入れようと考えた。
- ・ 支援員は小学校 3 校で 32 名、中学校 1 校で 6 名の計 38 名（国立市は小中 11 校で 35 名）。
- ・ 特別支援学級の児童生徒も多く、多くの時間を通常級で過ごす。
- ・ 特別支援学級で過ごす場合も、衝立の設置、机の配置など配慮する。
- ・ 外国ルーツの児童生徒の増加があり、外国語支援員を規定以上の時間配置している。
- ・ 学校に行かない・行けない・行きづらい児童生徒は相当数いる。家庭環境の事情もあり遅刻しがちな児童もいる。

【感想・国立市に活かしたいこと】

- ・ 中学校内を見学したが、どの教室に特別支援学級に籍を置く生徒が混ざっているのか分からなかった。共に育つのが当たり前で過ごして来たので生徒間でも違和感がないせいだと感じる。
- ・ 中学校特別支援学級では一斉授業が行われている学級と、少人数の学級とがあった。一斉の方が一人一人の理解度に合わせた学びを行なっているの

が意外だった。少人数ゆえの生徒と教師の関係性の難しさを感じた。

- 西条小学校は築 20 年ほどの校舎とのことだが、特別支援学校のようにゆとりのある設計で、廊下も広く多目的に使えるスペースが多くあった。体育館ではないホールも広く、天井の高い開放的な空間だった。広い場所では学級を超えて活動したり、子どもが 1 人になれる、少しホッとできる小さなスペースも確保されている。教室のドアと壁がフルオープンにできたり、設備面でもインクルーシブな環境だった。
- 小学校では外国ルーツの児童が図書室の一角で支援員と学習していて、規定より多くの時間をつけて日本語指導しているとのことだった。一方で通常級の 3 年生が我々に歌のプレゼントをしてくれ、それは素晴らしいものだったが、外国ルーツと見られる児童 1 人はまだ日本語の歌詞が覚えられていないようで、つまらなそうな表情をしていて残念だった。
- 最大の特徴は市が「フルインクルーシブ教育を行う」と宣言するまでもなく、子どもが差別されず共に育つのは当たり前だという理念がまちの風土になっていることの素晴らしさである。目指すものではなく当たり前なのだと感じた。この感覚を育てるには市・教育長が確固たる決意で取り組まねばならない。子どもの学ぶ権利の保障、分けること自体が差別であるという人権意識を高める施策も強化が必要である。フルインクルーシブ教育は教育委員会だけで担えるものでは到底なく、全庁で取り組む施策である。

社民・ネット・風 視察報告書

日 時 2024 年 8 月 5 日(月)～6 日(火)

社民・ネット・風 古濱 薫

【視察先① 大阪府泉南市、泉南市と市教育委員会】

【視察内容】

- ・ 「子どもの権利に関する条例」の特徴と主な施策について

【報告者】

- ・ 職員 1 名、小学校校長 1 名。市民委員 2 名

【特 徴】

策定から 10 年になる泉南市の「子どもの権利に関する条例」策定の発端は、公立保育園の廃止の検討だった。その際に、どんな保育や教育を行いたいか、どんな園にしたいのか、理念が重要であると東洋大学の森田明美氏から助言を受け、条例策定に向けて学習が始まったと言う。

特徴の一つ目は、行政と市民が一体となって活動したことである。委員会には必ず市民委員が入り、市民としての意見を持って臨んだ。

二つ目は、子ども会議を設置したこと。小学 5 年生～18 歳までの有志を募り、毎月 1 回集まった。子どもの自由な意思を尊重するため、参加が 2 名の月もあったが継続した。そのうち子どもの中から「人が少ない。小学校 4 年生も入れよう」と声が上がり、実現した。自分たちのやりたいこと、泉南市をもっと良くするためにはどうしたらいいか話し合い、例えば公園のことについては所管課に要望に行き、できること、できないこと、何故できないのか、行政が説明することで子どもたちも納得したという。1 年の終わりには必ず市長に活動報告を行う。

三つ目に、市民委員の存在である。定期的に検証を行うことが条例に定められていて、権利条例委員会が設置されている。その中には有識者だけでなく市民委員が含まれており、市民の目線での検証が行われ、報告されることで、条例が活用されたかどうかより深く検証できることが期待される。

2022 年には市内で中学生の自死があり、条例があっても「子どもにやさしいまち」になっていなかったのではないかと、条例が活かされていなかった

のではないかという声が市民委員からあった。子どもの自死という重たい事実の受け止め方が、行政と市民で大きく乖離があるように感じた。

【主な施策】

- ・ 子ども会議を設置し、毎年メンバーを募り活動、市長に対して意見表明することができる。子どもの「やりたい」気持ちを第一に活動し、公園の塗装などを自分たちで行なった年もあったという。
- ・ 毎年 11 月 20 日を「権利の日」とし、市内全校・全園で子どもの権利について学ぶ行事や取り組みを行っている。
- ・ 条例の検証のために「市民モニター」を募っている。検証についての活動を行い、市長に報告をするが、成り手不足があるという。しかし最近は子ども会議メンバーの卒業者がこのモニターを担う例が見られ、持続性が感じられる。

【感想・国立市に活かしたいこと】

- ・ 子ども会議設置から条例の前文作成など、子どもたち自身が作った条例だと感じた。自分たちのことを自分たちで決める、子どもの権利を理解することは主権者教育でもありこれからの時代に重要であり、手法を見習いたい。
- ・ 市民委員の誇りの高さ。行政に協力し要望するだけの存在ではない、自分たちのまちの子どもを守り育てる使命感を持っていると感じた。市民委員が加わった権利条例委員会の設置は必須であると感じた。
- ・ 「子どものやりたい気持ち」の尊重。校長は子どもの気持ちを聞くだけでなく「あなたはどうしたいのか」を粘り強く子どもから引き出すために向き合う、教育者にとって大事な姿勢を感じた。大人の考える最善と、子どもの「こうしたい」が同一でないことはしばしばあるので、見習いたい。
- ・ それでも 1 番守りたい子どもの命が失われたことは重たい。国立で策定中の「(仮) 子ども基本条例」が本気で子どもを守り育て応援するものとしたい。

【視察先② 兵庫県神戸市、六甲ウィメンズハウス】

【視察内容】

- ・ 「六甲ウィメンズハウス」見学とウィメンズネット・こうべの取り組みについて

【報告者】

- ・ 「ウィメンズネット・こうべ」代表理事 正井礼子氏

【特徴と経緯】

- ・ 1995 年の阪神淡路大震災、報道されない女性の性被害が多数あった。こんなことは許されないと活動を始めたが、バッシングに遭い口を閉ざす。
- ・ 2004 年のスマトラ沖地震でも、現地の女性が性被害に遭っていることを知り、災害と女性をテーマに再び活動し始める。
- ・ 2024 年、デンマークの女性支援を参考にした六甲ウィメンズハウスが完成、女性と子どもが DV や虐待から逃れ安心して次の生活の準備ができる住宅の運用開始。
- ・ シェルターと異なり「ここに住みたい」と思えるような住宅であることが特徴。改修には2億円以上かけ、家具はイケアの商品に統一、清潔で居心地のよい住まいになっている。北は六甲山、南には海が見える。
- ・ 当事者の暮らしやすさも重視し、スマホの所持が可能で外出もできる。ある団体の元女子寮を回収した施設で、単身用～4・5人世帯向けのバリエーションがあり、管理室にはスタッフが常駐し、毎日顔を合わせることで孤立を防ぎ気兼ねなく相談ができる。
- ・ 共用のキッズスペースがあり、子連れ避難した方に好評だという。クッションが敷かれおもちゃや絵本、ベンチが備わっている。

【主な取り組み】

- ・ DV や虐待を受けた当事者が避難するだけでなく、心のケアを行う。暴力の連鎖を起こさないためにも特に子どもの心のケアは重要。
- ・ 関係する事業者の協力により、介護施設や販売店での雇用など就労支援も行っている。
- ・ 当事者が「どうしたいか」を引き出すためにはエンパワメントされることが重要。その人が本来持つ力を回復させ、最大限活かすために十分な休養と「1人ではない」「自分を見てくれる人がいる」と感じられる状況にする。

【感想・国立市に活かしたいこと】

- 国立市の女性支援は全国でも先進と言われ、民間団体ジッカとの連携が特徴である。正井さんたちの活動も行政との連携はあるが国立市ほどではなく、補助に至っては全く無く、すべて民間企業からの寄付や基金で運営しているという。ジッカに国立市が補助金を交付していることは評価できるが、女性支援新法ができた今、本来は東京都や国が予算をつけ、支援員や施設の拡充を行い、広域で対応できるようにすべきである。
- 阪神淡路大震災、スマトラ沖地震といった災害が活動の大きな契機となったとのことで、災害時には女性への被害が如実にむき出しになる。災害イコール女性の危機だという視点をもっと持つべきである。
- 住まいは人権。イギリスではたとえ家があってもパートナーに怯えて暮らす女性はホームレスとみなされる。国立市の居住支援、また移動支援も人権視点で見直したい。
- DV や虐待を受けた女性が連れている子どもの心のケアに力を入れるべきである。少年院に送致された子どものほとんどに虐待経験があるという一方で、虐待を受けても健全に成長する子どももいる。暴力の連鎖を断ち切るのは「信頼できる大人の存在」「自分を見守ってくれている人がいること」を知るだという。これは子どもを守り育てる社会の責任であり、策定中の「(仮)子ども基本条例」に明示されなければならない。
- 女性支援新法が施行され、市でも計画づくりが始まるが、民間の力を活かし、行政と民間との役割分担、相互にできることとできないことを確認し連携することがますます期待される。根強い家父長制度感の元、女性を守られる存在と見てきたこれまでから、自立するためにエンパワメントされる存在だと認識する社会への転換を計りたい。

【視察先③ 滋賀県庁】

【視察内容】

- 1) 滋賀県の「グリーンインフラの推進」について
- 2) 滋賀県の治水対策について

【特 徴】 1) グリーンインフラについて

- ・ グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは新しい事業ではなく、自立的回復力など自然風土が持つ多様な機能を活かし、自然と共生しながら社会的資本の整備を行っていくことを指すもので、これまで行政が行ってきた多くの事業が当てはまる。
- ・ 防災・減災、地域振興、環境保全といった課題の解決を同時にはかる「一石多鳥」の取り組みであり、庁内はもちろん様々な団体・組織と連携協力して行っている。

【主な施策】

- ・ 滋賀県版 SDG's「マザーレイクゴールズ」の制定。
- ・ 「ビワイチ」誰もが楽しめるビワイチ（琵琶湖1周）を目指して
- ・ 小荒路牧野沢線「メタセコイア並木」、他

【感想・国立市に活かしたいこと】

- ・ 今ある自然風土を変えるのではなく、保全するだけでも無く、地域資源として活かして活用するのがグリーンインフラであり、緑被率の低い国立でも大いに見習えると感じた。
- ・ 大学通りや南部の水田地帯なども、防災減災や地域振興の視点で今一度見直して施策を練り直す、その際に市民が参加して行う取り組みなどしてみたい。
- ・ 新たな予算を確保したわけではなく、国からも補助はないとのことで、市でも行えると思う。

【特 徴】 2) 治水対策について

- ・ 総合水域に対しての「流域治水」
- ・ 「水害に強い地域づくり計画」の策定。水害対策補助事業の実施。
家を建設する際に盛り土をした場合半額補助、など。
- ・ 避難計画を作る際、浸水地域を示す→住民が意見→作り直す、を繰り返し住民と共に作り上げる。
- ・ 浸水地域に独居の高齢者などの抽出を行なっておく。

- ・ 計画作成はあくまで自治会などが主体の地域であり、自治体はそれを手伝う。
- ・ 集団転居の場合、国の補助金がある。

【県の四つのポイント】「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」

- ① ながす・・・例えば新幹線の高架を橋の形で建設し、北側の山から土砂が流れても高架下を流れるような構造にした。
- ② ためる・・・大雨などで河川や水路に一気に水が流れ込む負担を軽減するため、森林や農地に水を染み込ませたり、駐車場などに雨水を貯める。(雨庭)
- ③ とどめる・・・家屋を盛り土の上に建設したり(助成あり)、改築時の建築制限など、浸水しない2階を避難空間として確保することの推進など。
- ④ そなえる・・・自治会や地域の学校で防災講座や避難訓練を行うなど、地域特性に応じた避難について住民主体で考え、行政が協力・応援しそなえる。

【感想・国立市に活かしたいこと】

地球温暖化や気候危機で多くの大きな災害が予想される現代、これまでの「コンクリートのまちづくりが先、川を後でなんとかする」では無く「大雨があり川は氾濫するものとして、その上でどんなまちづくりをするか」描くのがこれからの治水のあるべき姿だと強く心に残った。気温は上がり、大雨が降り、川は溢れ、地震は起きる。対抗するのでは無くある程度受け入れて最大限の減災を目指したまちづくりを行いたい。国立では個人の民家が多いため、雨水タンクや雨庭の設置、雨水浸透枡の拡充、学校など大きな施設には相応の枡を設置するなど提案していきたい。

議 長 会 の 動 き

全国市議会議長会 第 237 回理事会

日 時 令和 6 年 7 月 2 日（火） 午後 1 時 00 分

場 所 砂防会館別館 1 階 「利根」

会長（神戸市議長）の開会の挨拶に続き、総務省幹部からの講演を受けた後、議事に入った。

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 各委員会の活動方針について | 【承 認】 |
| 2. 今後の主要会議開催予定について | 【承 認】 |
| 3. その他 | |

東京都市議会議長会 正副会長会議

日 時 令和 6 年 7 月 26 日（金） 午後 2 時 00 分

場 所 東京自治会館 東京都市議会議長会役員室

会長（国立市議長）の開会の挨拶の後、議事に入った。

- | | |
|--|-------|
| 1. 報告事項 | |
| （1）会務報告 | 【了 承】 |
| （2）全国市議会議長会 役員の補欠選任結果について | 【了 承】 |
| （3）公益財団法人東京都区市町村振興協会令和 6 年度定時評議員会の
会議結果について | 【了 承】 |
| （4）全国市議会議長会第 180 回建設運輸委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| （5）全国市議会議長会第 237 回理事会の会議結果について | 【了 承】 |
| （6）東京市町村総合事務組合議会第 1 回臨時会の会議結果について | 【了 承】 |
| （7）全国市議会議長会第 168 回地方行政委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| （8）関東市議会議長会第 1 回支部長会議の会議結果について | 【了 承】 |
| 2. 協議事項 | |
| （1）各市提出議案について | 【承 認】 |
| （2）都県提出議案について | 【承 認】 |
| （3）東京都市議会議長会理事会及び 8 月定例総会の運営について | 【承 認】 |
| 3. その他（参考資料の説明） | |

- (1) 令和6年度東京都市議会議長会関係役員について
- (2) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (3) 令和6年度日中友好交流事業について
- (4) その他

関東市議会議長会 第1回支部長会議

日 時 令和6年7月29日(月) 午後4時00分
場 所 ホテル日航立川 東京

会長(那須塩原市議長)、開催市議長(国分寺市)、開催市市長(国分寺市)の開会の挨拶の後、議事に入った。

1. 報告事項

- (1) 関東市議会議長会役員の後任について 【了 承】
- (2) 関東市議会議長会相談役の退任について 【了 承】
- (3) 全国市議会議長会役員等の後任について 【了 承】
- (4) 令和6年度全国市議会議長会主要会議開催予定について 【了 承】
- (5) その他 【了 承】
 - ア 申し合わせ事項について
 - イ 申し送り事項について
 - ウ 全国市議会議長会標準会議規則等の改正等に関する検討会議について

2. 協議事項

- (1) 令和6年度今後の行事予定について 【決 定】
- (2) 都県提出議案について 【決 定】
- (3) 令和7年度「大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会」委員候補市等の推薦について 【決 定】

2. その他

副会長(水戸市議長)から、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の可決状況について説明があり、早期の意見書採択について依頼があった。

東京都市議会議長会 理事会

日 時 令和6年8月7日（水） 午後2時15分

場 所 東京自治会館 第8会議室

会長（国立市議長）の開会の挨拶、あきる野市議長の紹介の後、議事に入った。

1. 報告事項

- | | |
|--|-------|
| （1）会務報告 | 【了 承】 |
| （2）全国市議会議長会 役員の補欠選任結果について | 【了 承】 |
| （3）公益財団法人東京都区市町村振興協会令和6年度定時評議員会の
会議結果について | 【了 承】 |
| （4）全国市議会議長会第180回建設運輸委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| （5）全国市議会議長会第237回理事会の会議結果について | 【了 承】 |
| （6）東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について | 【了 承】 |
| （7）全国市議会議長会第168回地方行政委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| （8）関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について | 【了 承】 |

2. 協議事項

- | | |
|--------------------------------|-------|
| （1）各市提出議案について | 【承 認】 |
| （2）都県提出議案について | 【承 認】 |
| （3）東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について | 【承 認】 |

3. その他（参考資料の説明）

- | | |
|----------------------------|--------|
| （1）令和6年度東京都市議会議長会関係役員について | |
| （2）東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿 | |
| （3）令和6年度日中友好交流事業について | |
| （4）その他 | 【特になし】 |

東京都市議会議長会 定例総会

日 時 令和6年8月7日（水） 午後3時00分

場 所 東京自治会館 大会議室

副会長（西東京市議長）の開会の辞、会長（国立市議長）の挨拶に続き、あきる野市議長、立川市議長の紹介の後、議事に入った。

1. 報告事項

- | | |
|--|-------|
| （１）会務報告 | 【了 承】 |
| （２）全国市議会議長会 役員の補欠選任結果について | 【了 承】 |
| （３）公益財団法人東京都区市町村振興協会令和6年度定時評議員会の
会議結果について | 【了 承】 |
| （４）全国市議会議長会第180回建設運輸委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| （５）全国市議会議長会第237回理事会の会議結果について | 【了 承】 |
| （６）東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について | 【了 承】 |
| （７）全国市議会議長会第168回地方行政委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| （８）関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について | 【了 承】 |

2. 協議事項

- | | |
|---------------|-------|
| （１）各市提出議案について | 【承 認】 |
| （２）都県提出議案について | 【承 認】 |

3. その他（参考資料の説明）

- | | |
|----------------------------|--------|
| （１）令和6年度東京都市議会議長会関係役員について | |
| （２）東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿 | |
| （３）令和6年度日中友好交流事業について | |
| （４）その他 | 【特になし】 |

以上、議事終了後、副会長（福生市議長）の閉会の辞を受け、閉会した。

協 議 会 の 動 き

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 正副会長・委員長会議

日 時 令和6年7月16日（火） 午後1時55分

場 所 国分寺市役所 第1・第2委員会室

会長（国分寺市）の挨拶、役員の紹介の後、議事に入った。

1. 報告事項

（1）会務報告 【了 承】

2. 協議事項

（1）令和6年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会事業計画(案)について 【決 定】

（2）国・東京都への陳情行動について 【決 定】

（3）令和6年度委員会活動費(案)について 【決 定】

（4）来年度以降の負担金(案)について 【決 定】

3. その他

陳情行動における服装について協議し、協議会はノーネクタイ、上着着用とすることで確認し、事前に参加者へ周知徹底を図る。

第56回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会・ 第43回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会 合同総会

日 時 令和6年7月23日（火） 午後1時30分

場 所 ホテルエミシア東京立川 4階 カルログランデ

○第56回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会

1. 議 事

（1）報告第1号 令和5年度事業報告 【承 認】

（2）議案第1号 令和5年度 歳入歳出決算及び監査報告 【承 認】

（3）議案第2号 令和6年度事業計画（案） 【承 認】

（4）議案第3号 令和6年度 歳入歳出予算（案） 【承 認】

2. 総会決議 【承 認】

○第 43 回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会

1. 議 事

- | | | |
|-------------|----------------------|-------|
| (1) 報告第 1 号 | 令和 5 年度事業報告 | 【承 認】 |
| (2) 議案第 1 号 | 令和 5 年度 歳入歳出決算及び監査報告 | 【承 認】 |
| (3) 議案第 2 号 | 令和 6 年度事業計画 (案) | 【承 認】 |
| (4) 議案第 3 号 | 令和 6 年度 歳入歳出予算 (案) | 【承 認】 |
| (5) 議案第 4 号 | 役員改選 | 【留 任】 |

2. 総会決議 【承 認】

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第 3 委員会

日 時 令和 6 年 7 月 26 日 (金) 午前 10 時 30 分

場 所 東京自治会館 大会議室

副委員長 (日の出町) の開会の辞、委員長 (三鷹市)、会長 (国分寺市) の挨拶の後、議事に入った。

1. 会務報告 【承 認】

2. 協議事項

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 令和 6 年度第 3 委員会活動計画 (案) について | 【承 認】 |
| (2) 国・東京都に対する陳情書 (案) について | 【承 認】 |
| (3) その他 | 【な し】 |

以上、議事終了後、副委員長 (青梅市) から挨拶を受け、閉会した

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第 2 委員会

日 時 令和 6 年 7 月 31 日 (水) 午前 10 時 30 分

場 所 東京自治会館 大会議室

副委員長 (奥多摩町) の開会の辞、委員長 (東村山市)、会長 (国分寺市) の挨拶、来賓の挨拶の後、議事に入った。

1. 会務報告 【承 認】

2. 協議事項

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 令和 6 年度第 2 委員会活動計画 (案) について | 【承 認】 |
| (2) 国・東京都に対する陳情書 (案) について | 【承 認】 |

以上、議事終了後、副委員長 (町田市) から挨拶を受け、閉会した

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第1委員会

日 時 令和6年8月1日（木） 午前10時00分

場 所 東京自治会館 大会議室

副委員長（西東京市）の開会の辞、委員長（あきる野）の挨拶、関係機関の紹介の後、議事に入った。

1. 現況報告 東京都水道事業の取組について

2. 会務報告 【承 認】

3. 協議事項

（1）令和6年度第1委員会活動計画（案）について 【承 認】

（2）国・東京都に対する陳情書（案）について 【承 認】

（3）その他 【な し】

以上、議事終了後、副委員長（東村山市）から挨拶を受け、閉会した

令和6年度多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会総会

日 時 令和6年8月1日（木） 午後2時00分

場 所 新宿NSビル スカイカンファレンス ホールB

会長（多摩市長）の開会の辞、来賓の挨拶に続いて会員の異動報告後、議事に入った。

1. 議 事

（1）第1号議案 令和5年度事業報告 【承 認】

（2）第2号議案 令和5年度収入支出決算報告及び監査報告 【承 認】

（3）第3号議案 令和6年度事業計画（案） 【決 定】

（4）第4号議案 令和6年度収入支出予算（案） 【決 定】

（5）第5号議案 多摩川架橋及び関連道路整備促進に関する要望書（案） 【決 定】

以上、議事終了後、副会長（国立市議長）の閉会の辞を受け、閉会した。

※総会終了後、東京都に対し要請行動を行った。

東京都北多摩議長連絡協議会 定例総会

日 時 令和6年8月9日（金） 午後1時58分

場 所 東京自治会館 第4・5会議室

副会長（清瀬市議長）の開会の辞、会長（調布市議長）の挨拶の後、議事に入った。

1. 報告事項

- (1) 会務報告 【了 承】
- (2) その他（特になし）

2. 協議事項

- (1) 令和5年度東京都北多摩議長連絡協議会事業報告について 【了 承】
- (2) 令和5年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出決算の認定について 【認 定】
- (3) 令和6年度東京都北多摩議長連絡協議会事業計画（案）について 【決 定】
- (4) 令和6年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出予算（案）について 【決 定】
- (5) 令和7年度東京都北多摩議長連絡協議会役員（案）について 【決 定】
- (6) その他 【な し】

3. その他

- (1) 参考資料について
- (2) その他 【な し】

以上、議事終了後、監事（東大和市議長）の開会の辞を受け、閉会した。

令和6年5月分例月出納検査結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種 類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概 要

① 実施期間

ア 事前調査

令和6年6月3日（月）から令和6年6月13日（木）まで

イ 実 施

令和6年6月20日（木）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和5年度（令和6年5月分）

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

令和6年度（令和6年5月分）

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計 残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和5年度（令和6年5月分）

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計

令和6年度（令和6年5月分）

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実 施 通 知

令和6年6月3日（月）

② 資料提出期限

令和6年6月12日（水）

③ 事 前 調 査

事務局による調査（前記のとおり）

④ 実 施 監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

（５）結 果

① 概 評

令和６年５月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和6年5月分（令和5年度）

会 計 名	受入高（円）	払出高（円）	残高累計（円）
一般会計	391,120,550	1,589,728,182	684,675,981
国民健康保険特別会計	37,171,844	△ 52,344,007	43,412,148
介護保険特別会計	△ 161,700	4,199,621	86,310,771
後期高齢者医療特別会計	5,761,224	10,475,293	41,410,055
小 計	433,891,918	1,552,059,089	855,808,955
繰替運用	0	0	0
繰替使用	500,000,000	0	0
合 計	933,891,918	1,552,059,089	855,808,955
歳入歳出外現金	0	0	0

令和6年5月分（令和6年度）

会 計 名	受入高（円）	払出高（円）	残高累計（円）
一般会計	1,973,811,243	1,866,253,476	△ 879,862,338
国民健康保険特別会計	508,714,186	411,689,209	115,031,253
介護保険特別会計	611,221,626	531,891,617	46,885,271
後期高齢者医療特別会計	173,282,142	107,980,441	△ 74,340,288
小 計	3,267,029,197	2,917,814,743	△ 792,286,102
繰替運用	800,000,000	0	1,800,000,000
繰替使用	△ 500,000,000	0	0
合 計	3,567,029,197	2,917,814,743	1,007,713,898
歳入歳出外現金	430,034,351	410,924,524	390,940,801

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和5年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和6年5月分（令和5年度）

会 計 名	予算現額(円)	収入済額（円）	収入率（%）	予算現額(円)	支出済額（円）	執行率（%）
一般会計	38,942,849,892	37,669,576,690	96.73	38,942,849,892	36,984,900,709	94.97
国民健康保険特別会計	7,452,838,000	7,372,181,017	98.92	7,452,838,000	7,328,768,869	98.34
介護保険特別会計	6,567,351,000	6,590,723,596	100.36	6,567,351,000	6,504,412,825	99.04
後期高齢者医療特別会計	2,163,138,000	2,169,745,904	100.31	2,163,138,000	2,128,335,849	98.39
計	55,126,176,892	53,802,227,207	97.60	55,126,176,892	52,946,418,252	96.05

令和6年5月分（令和6年度）

会 計 名	予算現額(円)	収入済額（円）	収入率（%）	予算現額(円)	支出済額（円）	執行率（%）
一般会計	37,313,790,548	2,534,074,090	6.79	37,313,790,548	3,413,936,428	9.15
国民健康保険特別会計	7,143,549,000	577,756,635	8.09	7,143,549,000	462,725,382	6.48
介護保険特別会計	6,667,654,000	611,469,994	9.17	6,667,654,000	564,584,723	8.47
後期高齢者医療特別会計	2,183,218,000	173,587,342	7.95	2,183,218,000	247,927,630	11.36
計	53,308,211,548	3,896,888,061	7.31	53,308,211,548	4,689,174,163	8.80

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和6年5月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差 引 残 高 (円)
前 月 末 累 計	965,736,336	749,916,959	215,819,377
当 月 分	172,662,908	123,979,915	48,682,993
累 計	1,138,399,244	873,896,874	264,502,370

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上

令和6年6月分例月出納検査結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種 類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概 要

① 実施期間

ア 事前調査

令和6年7月1日（月）から令和6年7月12日（金）まで

イ 実 施

令和6年7月22日（月）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和6年6月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計 残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和6年6月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実 施 通 知 令和6年7月1日（月）

② 資料提出期限 令和6年7月10日（水）

③ 事 前 調 査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実 施 監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結 果

① 概 評

令和6年6月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和6年6月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	4,721,868,649	2,787,846,505	1,054,159,806
国民健康保険特別会計	428,966,152	400,377,624	143,619,781
介護保険特別会計	410,555,836	562,040,364	△ 104,599,257
後期高齢者医療特別会計	44,997,649	111,676,250	△ 141,018,889
小 計	5,606,388,286	3,861,940,743	952,161,441
繰替運用	△ 1,800,000,000	0	0
繰替使用	0	0	0
合 計	3,806,388,286	3,861,940,743	952,161,441
歳入歳出外現金	659,021,376	552,211,094	497,751,083

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和5年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和6年6月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	38,595,048,548	7,255,942,739	18.80	38,595,048,548	6,201,782,933	16.07
国民健康保険特別会計	7,149,012,000	1,006,722,787	14.08	7,149,012,000	863,103,006	12.07
介護保険特別会計	6,667,654,000	1,022,025,830	15.33	6,667,654,000	1,126,625,087	16.90
後期高齢者医療特別会計	2,183,218,000	218,584,991	10.01	2,183,218,000	359,603,880	16.47
計	54,594,932,548	9,503,276,347	17.41	54,594,932,548	8,551,114,906	15.66

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和6年6月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差 引 残 高 (円)
前 月 末 累 計	1,138,399,244	873,896,874	264,502,370
当 月 分	73,757,815	26,362,066	47,395,749
累 計	1,212,157,059	900,258,940	311,898,119

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上

令和6年7月分例月出納検査結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種 類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概 要

① 実施期間

ア 事前調査

令和6年8月1日（木）から令和6年8月13日（火）まで

イ 実 施

令和6年8月20日（火）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和6年7月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計 残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和6年7月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実 施 通 知

令和6年8月1日（木）

② 資料提出期限

令和6年8月13日（火）

③ 事 前 調 査

事務局による調査（前記のとおり）

④ 実 施

監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結 果

① 概 評

令和6年7月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和6年7月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	2,090,629,133	2,420,304,629	724,484,310
国民健康保険特別会計	615,429,050	383,093,935	375,954,896
介護保険特別会計	710,419,508	539,040,047	66,780,204
後期高齢者医療特別会計	214,751,300	109,926,078	△ 36,193,667
小 計	3,631,228,991	3,452,364,689	1,131,025,743
繰替運用	0	0	0
繰替使用	0	0	0
合 計	3,631,228,991	3,452,364,689	1,131,025,743
歳入歳出外現金	589,590,535	515,193,288	572,148,330

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和5年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和6年7月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	38,595,048,548	9,346,571,872	24.22	38,595,048,548	8,622,087,562	22.34
国民健康保険特別会計	7,149,012,000	1,622,151,837	22.69	7,149,012,000	1,246,196,941	17.43
介護保険特別会計	6,667,654,000	1,732,445,338	25.98	6,667,654,000	1,665,665,134	24.98
後期高齢者医療特別会計	2,183,218,000	433,336,291	19.85	2,183,218,000	469,529,958	21.51
計	54,594,932,548	13,134,505,338	24.06	54,594,932,548	12,003,479,595	21.99

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和6年7月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差 引 残 高 (円)
前 月 末 累 計	1,212,157,059	900,258,940	311,898,119
当 月 分	226,634,460	119,925,393	106,709,067
累 計	1,438,791,519	1,020,184,333	418,607,186

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上

6月・7月・8月新着図書・資料の紹介

○ 新着図書

書 名	著 者	出版社
自治体の企画制作担当になったら読む本	黒澤重徳	学陽書房
目の見えない人は世界をどう見ているのか	伊藤亜紗	光文社
不登校相談室	阿部伸一	G O T
対話の技法	納富信留	笠間書院
面倒なことはchatGPTにやらせよう	カレーちゃん・からあげ	講談社
調査されるという迷惑、フィールドに出る前に読んでおく本	宮本常一、安溪遊地	みずのわ出版
高校生だけじゃもったいない 仕事に役に立つ新・必修科目「情報1」	中山心太	P H P 研究所

○ 資 料

地方議会人	6月号・7月号・8月号	中央文化社
ガバナンス	6月号・7月号・8月号	ぎょうせい
自治実務セミナー	7月号・8月号・9月号	第一法規

くにたち市議会

令和6年6月

令和6年7月

令和6年8月

No.453

発行 国立市議会事務局